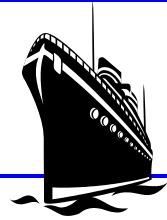


MSI Marine News

トピックス



●海上保険の総合情報サイト **MARINEN@vi** もぜひ、ご閲覧ください。(https://www.ms-ins.com/marine_navi/)

危険物運送事故防止対策について

2018年5月に約120年ぶりに商法（海商法）が改正され、危険物運送に伴う事故・損害の未然防止のため、荷送人の危険物通知義務および通知義務違反による荷送人の責任に関する規定が新たに新設され、荷送人の義務および責任が厳格化されました。これに伴い、今後は危険物に起因する事故について荷送人の責任が問われるリスクが高まる事が想定されます。

上記を踏まえ、本稿では、荷送人としての危険物の正確な申告の問題と合わせ、荷送人として運送人の理解と協力を得ながら取り得る損害防止策をご案内します。

1. 適切な貨物の申告

(1) 申告の相手

第一に荷送人が留意しなければならないのは、危険物である貨物について関係者に適切な申告を行うことです。この場合の申告の相手は運送人です。運送人に対する適切な申告により運送人に対し貨物の性質に応じた取扱いがなされるよう注意喚起が行われます。

(2) 申告者

申告者は荷送人ですが、荷送人には危険物を製造しているメーカーだけでなく、他の関係者も申告者になり得ます。例えば、商社がメーカーから危険物にあたる貨物を購入し、これを運送しようとした場合、運送人にとっての荷送人はメーカーではなく商社となります。したがって商社はその貨物が危険物で、どのような性質をもつものかを運送人に対して通知する義務が生じます。そのため、商社は、メーカーから貨物が危険物に該当するか否か、またその性質を十分に確認した上で運送を委託する必要があります。なかでも注意しなければならないのは、危険物が異なる製品名で販売されているような場合や危険物が製品の一部に組み込まれているような場合です。

(3) 申告に当たっての留意点

条約や法律に表示されている貨物名以外の貨物について、固有の商品名で申告された場合、当該貨物が危険物に該当するかどうか、運送人が判断できないおそれがあります。したがって、危険物の定義を十分に理解した上で適切な申告が必要となります。

例えば、木炭は原則自然発火性を有する危険物として扱われますが、UN試験（「危険物輸送に関する勧告 試験方法及び判定基準のマニュアル」に定める試験）において危険性が低いことが証明され、主管庁の確認を受けたものについては、危険物として取り扱わないことができます。一方、同試験を実施せず、また、木炭を危険物として申告せず、一般貨物として運送した結果、発火してしまい、同貨物の焼損に加え周囲のコンテナにも被害を与えたという例もあります。

危険物に該当するか否か判別できない場合は、国又は検査機関に確認を求めることが推奨されます。また、新しく扱う貨物や、貨物のスペックが変更となった場合は特に注意が必要です。

2. 損害防止策 適切な運送ルートを選定

(1) 意義

貨物を安全に運送するには、運送人の理解と協力を得ながら、運送中のリスクを最小限にする方法を考える必要があります。その一つが運送ルートを選定です。具体的にはリスクを最小限にするために、貨物の荷扱いが極力少なくなるように、また陸上運送の場合は整備された道路・鉄道を利用できるルートを選択することが望まれます。やむを得ず最適のルートが選べない場合には、以下3. に述べる荷姿・梱包・積付けに工夫をして事故の発生を防止することも合わせて検討する必要があります。

(2) 具体的な検討項目

具体的には以下の情報を事前に収集し比較・検討することが望めます。

- ・使用する運送用具
- ・積み込み時および荷下ろし時の荷役方法
- ・途中での貨物の積替え有無
- ・運送期間
- ・予想される気象条件
- ・陸上運送の場合、使用する道路や線路の状態等

3. 損害防止策 適切な荷姿・梱包・積付け

(1) 意義

貨物が安全に運送されるためには、運送経路・期間を想定した上で、それに適した荷姿・梱包・積付けを整える必要があります。特に積付けは運送人の理解と協力が不可欠になります。

前述のとおり、できる限り最適な運送ルートを選定すべきですが、どうしても運送中の衝撃や振動が一定避けられない運送ルートの場合は、これにより貨物が荷崩れ等を起こさないように適切な固縛や荷固めをしておく必要があります。

(2) 具体的な検討項目

・適切な固縛

IMO/ILO/UNECE による貨物運送ユニットの収納のための行動規範 (CTU コード) では、海上運送、陸上運送等の運送手段に応じて想定される G (重力加速度) が縦・横・垂直下方向に示されていますが、運送に際しては、同コードにしたがって適切に固縛する必要があります。不適切だったために引火性液体類が入った一斗缶が海上運送中に荷崩れし、液漏れにより気化したことから、何かの拍子に引火して爆発し、周囲のコンテナや船体に甚大な損害を与えた例があります。

・貨物の性質を考慮した荷姿や梱包、積付け

荷姿や梱包、積付けを検討する上では貨物の性質も十分に考慮に入れる必要があります。例えば腐食性の強い液体の貨物であれば耐食性の強い容器に入れる必要があります、かつ運送期間に応じた強度を持たせる必要があります。

・積載位置にも配慮

貨物の性状に応じ運送中に熱源から遠ざけるなど積載位置にも配慮が必要です。あるいは他の化学薬品と反応し有毒ガスを発生するような化学品は必ず積み合わせ貨物に注意しなければならず、更に、他の貨物との混載の場合、危険物自体は適切な梱包・積付けをしても、他の貨物の積付け不良による荷崩れ等の影響を受ける可能性があります。

4. 損害防止策 運送ルートの選定と荷姿・梱包・積付けにあたっての留意点

ここで留意する必要があるのは「実績として事故が起きていない≠問題のない」ということです。実際に採用され問題が起きていない積付けでも潜在的な問題があり、通常の運送過程とは異なる状況になったときに損害が発生することがあります。したがって、常に実績を見つつ最適な運送ルートと荷姿・梱包・積付けを探っていく必要があります。

継続的な運送で恒常的に小損害が発生する場合には、統計的な方法等により事故発生傾向を把握し、それに基づいた対策を講じる方法もあります。ただし肝心なのはまず「重大な損害を未然に防止する」ことであり、これに向け運送開始前に事故の要因となる事象をあらかじめ抑えておくことです。したがって上記に挙げたポイントに基づき計画を立て、着実に実行することが望めます。

<参考文献一覧>

株式会社成山堂書店「危険物運送のABC－判例・法令・保険の実務的解説－」

以 上